

第3次光市環境基本計画策定方針

1 策定の趣旨

本市では、「自然敬愛都市宣言」や「環境基本条例」などの理念の実現や環境問題を解決するための取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「光市環境基本計画」を策定しました。その後、平成24年3月には、新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、「第2次光市環境基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定し、本市の豊かな自然環境を守り、育てていくための様々な施策を継続して展開してきました。

現行計画は、平成23年度の策定であり、策定以降、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、国の「地球温暖化対策計画」、「第五次環境基本計画」の策定等、世界や国の情勢は大きく変化しています。

これらの変化に対応する必要があること、また、現行計画は令和4年度に計画期間の満了を迎えることから、現行計画の進捗状況を踏まえ「第3次光市環境基本計画」を策定します。

2 国際社会、国及び県の動向

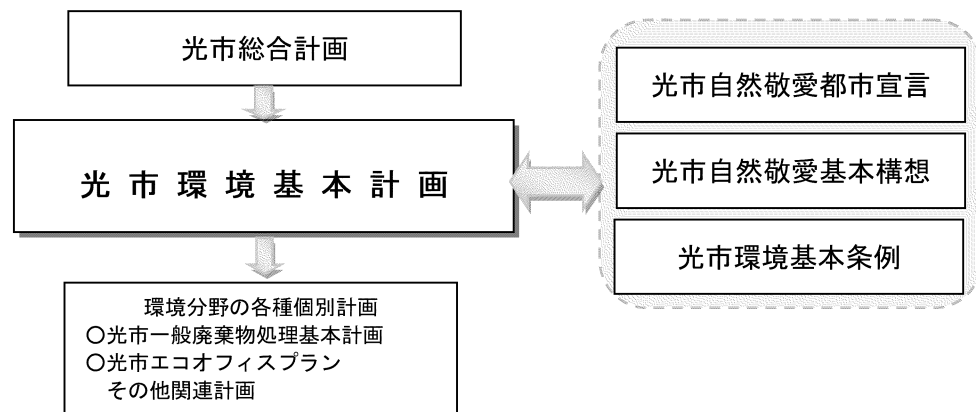
国際社会においては、2015（平成27）年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「パリ協定」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）や平均気温上昇を抑える目標が設定されました。

国においては、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」、2018（平成30）年4月には「第五次環境基本計画」が策定され、同年6月には「気候変動適応法」が公布、11月には「気候変動適応計画」が策定されました。また、2020（令和2）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す」ことが宣言され、2021（令和3）年4月には「2030年までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減」へと目標の大幅な引き上げが行われました。さらに、同年5月には「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロの実現」を基本理念として地球温暖化推進法に位置付け、地球温暖化対策の取組みを加速化させています。

県においては、2021（令和3）年3月に「第4次山口県環境基本計画」を策定するとともに、「山口県地球温暖化対策実行計画」をはじめとする個別計画の改定が行われました。

3 計画の位置付け

本計画は、国・県等の動向等を踏まえつつ、光市環境基本条例第8条に基づき、光市総合計画の環境政策に係る分野別計画として策定するもので、本市における環境行政の最も基本となる計画です。このため、策定にあたっては、光市総合計画、光市自然敬愛都市宣言、光市自然敬愛基本構想及び光市環境基本条例の理念を踏まえて策定します。



光市環境基本条例（平成19年条例第33条）抜粋

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、リーディングプロジェクトについては、環境問題や社会情勢の変化等を考慮し、中間年となる5年後を目途に見直しを行います。

5 基本的な考え方

(1) 本市の環境政策の理念の継承

「自然敬愛都市宣言」等、本市の特性を活かしたこれまでの環境政策の理念や、現行計画の基本方針である「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」及び「循環型社会の実現」の考え方を継承します。

(2) 国内外の情勢に対応した持続可能な環境都市の実現

地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、また、海洋ごみ問題等、地球規模での新たな課題の顕在化を背景に、国内はもとより、国際的にも持続可能な社会の構築に向けた機運が高まり脱炭素化の流れが加速化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式等、生活環境にも大きな変化が生じています。こうした時代の転換期に即した環境対策を取りまとめ、持続可能な環境都市を目指します。

6 計画策定の視点

(1) 各主体が参画・連携して取り組める計画

環境問題の解決に向け、市民、事業者、市が共通の認識、意識をもってそれぞれの役割を果たすとともに、協働した取組が必要となることから、多様な主体が参画・連携して取り組める計画とします。

(2) S D G s（持続可能な開発目標）を意識した計画

国際社会の共通した開発目標である S D G s の 17 のゴールと各種事業を関連付け、それぞれの取組が持つ意義を分かりやすく示すことで、国際社会の一員として自らができることや取組に対する理解や意欲の向上を図ることができる計画とします。

7 計画の構成

計画策定の基本的な考え方やこれまでの取組状況等を踏まえ、本市が目指す環境像とその実現に向けた基本方針を定めたうえ、基本方針ごとの施策の方向性及び基本方針を具現化するための行動計画となるリーディングプロジェクトを定めます。

8 計画の策定体制

(1) 庁内策定体制

ア 政策調整会議

策定方針や計画（素案、中間案、骨子案）を政策調整会議に諮り、策定にかかる総合的な調整を行います。

イ 庁内策定委員会

各関連計画との整合性を図るとともに、環境分野は多岐にわたるため、庁内関係各課代表者で構成する「庁内策定委員会」を設置し、計画に掲げる施策や事業等について協議・調整します。

（２）市民意見の反映

ア 光市環境審議会

市長が環境の保全に関し、必要と認める事項を調査審議する組織である光市環境審議会に次期計画の策定について諮問します。

イ 市民アンケートの実施

18歳以上の市民1,000人を対象に市民アンケートを実施し、市民意見の反映に努めながら策定作業を進めます。また、本市の次代を担う世代に対するアンケートを実施するなど、幅広い世代からの意見収集に努めます。

ウ パブリックコメントの実施

計画の立案過程における市民参画とともに、説明責任を果たしていくため、令和4年10月頃の実施を想定しています。

９ 市議会への上程

令和4年 9月 議員全員協議会に中間報告

令和4年12月 定例会への議案上程（計画最終案）

10 策定スケジュール

別紙のとおり

第3次光市環境基本計画策定スケジュール

区分	令和3年度												令和4年度												令和5年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境審議会					策定方針説明							骨子案説明		素案説明・諮問				中間案説明 答申案検討		答申				最終案報告	印刷・配布
市民意見等																									
市民アンケート							実施	分析																	
パブリックコメント																			実施						
工程	策定方針作成				課題・意見等吸い上げ					骨子案作成	素案作成			中間案作成				最終案作成							